

心身障害児の望ましい保育制度

安来市の実践をふり返って

大石 益男

〇 高家 照枝

(国立特殊教育総合研究所)

(安来市立赤江保育所)

はじめに

心身に障害を有する幼児を、地域の保育所に入所させ、健常児と同じ場で育てていこうとする取り組みが全国各地で行われている。いわゆる統合保育と呼ばれる形態であるが、そこで目的とされている事柄、及び方法は、地域によって異なっており議論の一致を見ない。また、障害児を、その発達の状況、疾患の状況などに関係なく、ただ健常児集団に入れることだけを統合保育としてとらえ、障害児をとりまく地域づくり、保育所づくりへの努力を伴っていないものも少なくない。私達は、昭和53年以来、安来市内の公立保育所においていわゆる統合保育を実施してきている。この取り組みは、行政の制度化を伴っておらず、公立保育所に働く保母の総意で、障害児保育の目的方法を検討し、地域づくり保育所づくりを進めてきているものである。今回は、それらの取り組みについて報告する。

1. 私達の目指す望ましい障害児保育の原則

8年間の取り組みのなかで、私達が大切にしてきた原則は次の事柄である。

- ・ 集団のなかで育てることが望ましいと考えられる心身障害児を、その居住する地域の保育所に入所させる。
- ・ 受け入れにあたってはその保育所の全保母の話し合いで受け入れ、保育所ぐるみの保育を行う。
- ・ 保育所の保護者への啓蒙活動を重視する。
- ・ 全保育所の、心身障害児を持つ親の組織化を図る
- ・ 母親への援助を重視する。
- ・ 保母全員の障害児保育の研修を重視する。
- ・ 一般市民への啓蒙活動を行い地域づくりを進める

2. 具体的な取り組み

具体的な取り組みは次のとおりである。

① 心身障害児の入所措置について

心身障害児も家族と共に近隣の子供集団のなかで育てられることが必要という考えにたち、その居住地域の保育所に入所させる取り組みを行った。

② 入所決定について

心身障害児の措置にあたっては、その子供が喜んで

迎えられるということがもっとも大切と考え、行政機関とか、専門的な相談機関の判断だけではなく、保母の意見を最重視するよう努めた。つまり、専門機関の意見を取り入れながらも、保母一人一人が、入所させることによって子供に利益がある扱いかが出来るかどうかを判断しその意見を措置決定に反映させてきた

③ 母親を守る立場からの実践

心身障害児に限らず、子供の問題は母親の問題である。子供の望ましい発達のためには、母親が安定した気持ちで子供と接していくことが必要である。そこで、母親の育児負担を軽減するため次の事業を行った。

・ 育児相談会 母親の育児上の悩みに対する相談会を取り組みの当初は隔月で実施し、下記の母子通室指導を開始してからは年2回各種の専門家を講師として実施している。主な内容は、発達相談、就学相談、医療相談などである。

・ 母子通室指導 心身障害児に対して健常児集団に入れるだけの指導では十分ではないと考え、週1回、母子で来室する特別指導室を開設し、研修を受けた保母2名が母子の家庭での遊び方等について、母親と一緒に考えていくという場としている。過去5年間に通室指導を行った実績は下表の通りである。

年度	56	57	58	59	60
母子組数	6	9	8	8	6

④ 望ましい保母配置のために

心身障害児を保育所が安心して受け入れ、母親が安心して預けるには、相応の保母配置が必要と考え、保育所生活に危険が伴ったり、身辺処理に手がかかる事例については加配保母を要求し確保してきた。年度毎の心身障害児措置数と加配保母数は下表の通りである。

年 度	53	54	55	56	57	58	59	60
措置数	5	6	10	7	11	11	13	6
加配数	3	4	7	6	7	2	3	3

⑤ 保母研修の充実

心身障害児を担当する保母の心理的負担を軽減し更に保育の向上を図るには保母研修の機会を確保することが大切と考え、毎年研修を行ってきている。保育現場での実践指導を中心に保育の方法についての研修である。保育所ぐるみの取り組みということから、この研修には、公立保育所に勤務する全保母が年次計画により研修を受けることとしてきた。その実施計画は下表のとうりである。

⑥ 保母リーダーの養成

障害児保育においては、専門的知識及び技術の有無が大きな意味をもつと考え、保母を長期研修に派遣した。現在2名の保母がリーダーとして保育に、母子指導にあたっている。

⑦ 一般市民への啓蒙

心身障害児が望ましく地域で受け入れられるために次の事業を行ってきている。

- ・ 映画と講演の集いの開催
- ・ 市民シンポジウムの開催
- ・ 市民意識調査の実施

⑧ 明日を育てる会の運営

心身障害児の保育を地域に根づかせるために、心身障害児を持つ親と保育所の保母に一般市民を含めて「明日を育てる会」を結成しピクニック等のレクリエーション、育児相談会、研修会等の行事を毎月実施してきており、心身障害児を育てる親たちを勇気づける存在となってきた。

⑨ 心身障害児保育制度化への摸索

取り組みの当初から、心身障害児の保育を制度化し

ていくべきであると考え、「障害児保育制度化委員会」を設置し各保育所からの代表者を中心に、先進地視察や、研修会を開催し協議を進めてきた。しかし、現在、各地で行われている制度には一長一短があり、安易な制度化は、心身障害児やその親、保母を逆に苦しめることにも成りかねないし、新たな差別を生む危険性もあるという判断から、現在のところそのつど障害児保育制度化委員会で協議しながら進めていくこととしている。

2 今後の研究課題

以上述べてきた事柄は、日々の実践をとおして保母の総意として進めてきたものである。今後はこの一つ一つを制度として定着させていきたいと考えているが、まだ残された課題も少なくない。今後は以下の事柄について、そのあるべき姿を摸索していきたいと考えている。

1 乳児検診とのつながり。

医療行政を中心に行われている乳幼児検診との連携が必要と考えている。しかし、実際にはどの時期にどのような連携をとるかということは容易な問題ではない。安易な制度化は母親に不必要に早く育児上の不安を持たせることに成りかねないからである。

2 保育方法の確立

今まで手探りで実践してきた方法を整理し、評価法指導法を確立していきたいと考えている。

障害児保育研修計画（年間）

目的	・ 障害児共同保育について保母全員が力量を高めること	
方（形態）	・ 現場研修 …… 年5回 ・ ケース研修 …… 年6回 ・ 全員研修 …… 年2回	
内 容	現場研修	・ 障害をもつ子との遊びの基本 ・ コミュニケーション行動の発達 ・ 情緒の発達 ・ 発達検査とその評価 ・ 障害児保育の問題点 etc ・ 発達の診断と評価 ・ 育児心理療法 ・ 言語発達の評価 ・ 母子指導（母子関係の発達と評価） ・ 現場のケースについて
	ケース研修	・ 各事例と資料をもとに話しあい検討する ・ KJ法による分析と考察 ・ CLCDーコミュニケーションチェックリストの実際 ・ P F スタディー検査実施の解釈 ・ 全体発達の把握（遠城寺式乳幼児分析的発達検査、津守稲毛式乳幼児発達検査） ・ 身体運動機能の評価診断 ・ 親子関係診断検査実施の解釈 ・ 行動観察法 ・ ケースレポートのまとめ
	全員研修	・ 発達をみつめた障害児保育 ・ 子どもの思考、ことばの発達と指導 ・ 障害児の理解のために ・ 措置されている障害児の病理と医療的対応 ・ 障害児をとりまく医療的状況、応急処置について